平成２１年（フ）第３３７号
東京都中央区勝どき２丁目８番12号　東京ビュック中銀1518号
破産者　ステファニィデザインジャパン株式会社
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１７６号
東京都八王子市川町128番地167号
破産者　チェリー22有限会社
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４６４号
東京都渋谷区広尾１丁目16番３号ルモン広尾202
破産者　株式会社ビー・スマイル
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４６５号
東京都立川市曙町１丁目32番42号プラザシティ立川２棟608号
破産者　小曽根四郎
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４４号
東京都あきる野市伊奈1486番地
破産者　有限会社宮野建築
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４５号
東京都あきる野市伊奈1486番地
破産者　宮野　千秋
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４６号
東京都あきる野市伊奈1468番地
破産者　宮野　智子（旧姓小川・船橋）
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４９号
相模原市南区古淵１丁目13番38号
破産者　有限会社古渕工業
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５７号
相模原市中央区田名7074番地10
破産者　有限会社三陽工建
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４８号
岐阜市柳ケ瀬通２丁目１番地
破産者　株式会社グローバルエンターテイメント
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
岐阜市吹上町４丁目13番地
破産者　辻　　英二
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
岐阜市柳ケ瀬通２丁目１番地
破産者　有限会社フォーカス・ポーカス
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
岐阜市北一色９丁目１番11―501号　ハイツ浜北
破産者　辻　　亮平
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
岐阜県土岐市泉島田町１―14―１　レオパレスチャオ泉102、住民票上の住所岐阜県恵那市長島町正家２丁目８番地３
破産者　熊崎　圭示
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６４号
岐阜県多治見市音羽町２丁目23番地　マーブル音羽館1201
破産者　林　　初雄
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３４号
高知県幡多郡三原村柚ノ木1266番地
破産者　有限会社佐井建設
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６１号
長崎県諫早市白木峰町613番地
破産者　有限会社杉森工業
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
沖縄県うるま市石川１丁目48番19号
破産者　安田のり子
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３６０号
群馬県前橋市上泉町1178番地１
破産者　中山　勝彦
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
群馬県前橋市青柳町834番地16
破産者　増田　和子（旧姓時平）
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３号
福井市上河北町第18号17番地
破産者　羽川　秀紀
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係